公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９１９０号
大阪府豊中市原田元町１丁目８番14―210号
債務者　勝部　誠司
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７２３号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ９―310号、事業所所在地大阪市西区西本町２－５―28富士工業西本町ビル401
債務者　スタジオファイブこと　勢井　正一
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木暮　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７９号
大阪府枚方市中宮西之町14番33号、前住所大阪府枚方市宮之阪２丁目９番28号
債務者　林　　武
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８１４号
富山県氷見市触坂1601、住民票上の住所大阪市淀川区宮原５丁目４番25―705号
債務者　山下　瀧男
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８１９号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番３―404号
債務者　平井　淑隆
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２４号
大阪府東大阪市善根寺町１丁目３番10号
債務者　吉川　秀樹
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱﨑　誠二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６６号
神戸市灘区五毛通２丁目５番13号、従前の住所神戸市東灘区御影１丁目３番７―201号
債務者　日髙　守明
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　清司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１７号
福岡市東区松香台１丁目１番20―306号、前住所福岡市東区香椎１丁目18番２―401号
債務者　小早川　孝
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　桂一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０２号
愛媛県松山市土居田町170番地　第二松本マンション203号
債務者　三好　茂広
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１３号
新潟県長岡市北山４丁目137番地
債務者　五十嵐　弘
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４７７５号
大阪市此花区伝法３丁目14番２―406号
債務者　野田　益男
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８３号
大阪市淀川区三国本町３丁目８番５―608号
債務者　トリイ商会こと　鳥居　周嗣
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８５２号
大阪市北区長柄東１丁目４番25―702号、前住所大阪府箕面市如意谷２丁目２番12号
債務者　姫野洋一郎
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７８号
大阪府東大阪市近江堂１丁目８番６号
債務者　共栄興業こと斉藤広信こと　齋藤　廣信
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７９号
大阪府東大阪市近江堂１丁目８番６号
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０号
佐賀県伊万里市山代町立岩1677番地１
債務者　江頭　昭代
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　康則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第９１号
佐賀県伊万里市山代町立岩1677番地１
債務者　江頭　一彦
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　康則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部